

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

国循ハートフル基金受入要領

国立研究開発法人国立循環器病研究センター国循ハートフル基金受入要領

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）の国循ハートフル基金寄付金等に対する会計経理について適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 センターの国循ハートフル基金に充てることを目的とした寄付を国循ハートフル基金寄付金等という。

(国循ハートフル基金寄付金等受入れの条件)

第3条 センターは、国循ハートフル基金に係る寄付をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、当該寄付を受け入れることができない。

- 一 寄付により取得した財産を無償で寄付者に譲渡または貸与すること
 - 二 国循ハートフル基金寄付金等の使用について、寄付者がその会計を検査すること
 - 三 前各号に掲げるもののほか、国循ハートフル基金に係る寄付をしようとする者がセンターに対してその他の反対給付を求めること
 - 四 国循ハートフル基金に係る寄付の申込み後に、寄付者の意思により、国循ハートフル基金寄付金等の全部または一部を取り消すことができること
- 2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。
- 一 寄付金品の受け入れに伴い、センターの経費支出が著しく増大するおそれのあるもの
 - 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者からの寄付
 - 三 反社会的勢力からの寄付
 - 四 国循ハートフル基金に係る寄付をしようとする者の社会的な立場や信用に問題のあるもの
 - 五 その他理事長が適当でないと認めるもの

(サービスの提供)

第3条の2 センターは、国循ハートフル基金に寄付をした者のうち、別に理事長が定める条件を満たした者に対し、センターが行う事業の範囲内で、別に理事長が定めるサービスの提供を行うことができる。

(外部資金受入審査会)

第4条 国循ハートフル基金寄付金等受入れの決定は理事長が行う。

- 2 理事長は、1000万円を超える国循ハートフル基金寄付金等（寄付が物品等である場合は、申出時点の時価とする。）の受入については、外部資金受入審査会（以下「審査会」という。）の事前の審査を経て受入れを決定するものとする。

- 3 理事長は、200万円を超え1000万円以下の国循ハートフル基金寄付金等の受入については、事後の審査会の審査を以て、受け入れることができる。
- 4 審査会について必要な事項は別に定める。

(国循ハートフル基金寄付金等の受入れ)

第5条 理事長は、別紙1に定める国循ハートフル基金寄付申出書により、寄付の申出を受けるものとする。

- 2 1000万円以下の国循ハートフル基金に係る寄付の場合、寄付申出者より以下の情報の提供があったときは、別紙1国循ハートフル基金寄付申出書に代えることができる。
 - 一 寄付申出者の氏名、住所、連絡先
 - 二 寄付金額
 - 三 第3条第1項各号、並びに第2項第2号及び第3号に該当しない旨の確認
 - 四 寄付による寄付申出者の氏名の公開の可否の確認
 - 五 第8条にかかる銘板の寄付申出者の氏名の公開の可否の確認

3 理事長は、国循ハートフル基金に係る寄付を受け入れることが適当であると認めるときは、別紙2に定める国循ハートフル基金寄付受入書を、適当でないと認めるときは別紙2-2に定める国循ハートフル基金寄付辞退書をそれぞれ寄付申出者に送付するものとする。

4 寄付申出者が国循ハートフル基金寄付金を支払った後に、その寄付申出者が第3条に該当することが判明した場合は、その寄付申出者に対し国循ハートフル基金寄付辞退書を送付し、国循ハートフル基金に係る寄付を返還することができる。

(国循ハートフル基金寄付金等の受領)

第6条 理事長は、国循ハートフル基金寄付金を受領したときは、寄付者に対し別紙3に定める国循ハートフル基金寄付金領収書を送付するものとする。

- 2 理事長は、寄付として物品等を受領したときは、寄付者に対し別紙3-2に定める国循ハートフル基金寄付受領書を送付するものとする。
- 3 国循ハートフル基金寄付金は、専用の銀行口座を設けて管理するものとする。

(寄付者への報告)

第7条 前条第1項及び第2項の寄付金等を使用した事業が終了したときは、概ね年度末に寄付者へ報告するものとする。ただし、センターのホームページ上で公開することをもって代えることができるものとする。

(銘板掲載)

第8条 国循ハートフル基金寄付金額が100万円以上の個人、法人、団体は、「国立循環器病研究センター国循ハートフル基金寄付者銘板」(仮称)に芳名を刻み、顕彰するものとする。

- 2 前項に基づき顕彰する場合は、予め寄付者にその可否を確認のうえ、実施するものとする。

(その他)

第9条 寄付金品に係る会計経理については、この要領に定めるもののほか、国立研究開発法人国立循環器病研究センター会計規程（平成22年規程第30号）その他センターの関係諸規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。